

2022年10月21日 SOFTIC 判例ゼミ 第4回
Andy Warhol Foundation v. Goldsmith
(2d Cir. 2021.3.26)

発表者 土方 恭子 重村 瑞唯

※本資料におけるコメントは発表者個人の見解であり、所属する団体の意見ではありません。

1. 事件概要 ①当事者及び関係者

・ Lynn Goldsmith (被告・控訴人)

1960年代から活躍しているロック・ミュージシャンの肖像画やコンサート写真にフォーカスした写真家。セレブリティの肖像画を手掛けており、自身を含む200名以上のプロ写真家のエージェンシー(LGL)を設立した。

・ AWF (The Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc.) (原告・被控訴人)

Andy Warholの死後、1987年に設立された非営利団体。AWFは、Andy Warholの多くの作品の著作権を保有しており、収益を生み出す権利を持っている。

・ Andy Warhol

様々なメディアにおいて現代アートに貢献した芸術家。主に著名人のシルクスクリーンの肖像画で知られており、多くの作品は消費者文化について意見し、著名人の文化と広告の関係を探求している。1987年2月22日死去。

・ Prince Rogers Nelson (通称“Prince”)

1978年デビューのミュージシャン。アフロアメリカンの音楽と白人の音楽を融合した音楽スタイルで多くのヒットを放ち、12作品のプラチナアルバムと30曲のトップ40シングルを生み出した。アルバム・シングルの総売り上げは1億5000万枚以上になる。2016年4月21日死去。

1. 事件概要 ②時系列

| | | |
|------------|---|--------------------------------------|
| 1981年 | Lynn GoldsmithがPrinceの写真(原作品)を撮影 | |
| 1984年～ | LGLが、原作品について、バニティ・フェア誌に“artist reference”に使用するためのライセンスを付与 | 1回のみ使用、作成されたイラストはGoldsmithに帰属することが条件 |
| | バニティ・フェア誌がAndy WarholにPrinceのイメージを制作するように依頼し、作品を1984年11月号に掲載 | |
| | その後、GoldsmithとLGLに知られることなく、Andy Warholは更に15のシルクスクリーン作品を作成し、バニティ・フェア誌掲載のものと併せてプリンス・シリーズとして発表 | |
| 1987年 | Andy Warhol死去。遺志に基づきAWFが設立 | |
| 2016年4月21日 | Prince死去 | |
| 2016年5月 | バニティ・フェア誌の親会社がPrinceの特集を組んだ雑誌に1984年の作品を掲載 | クレジットはAWFのみ |
| 2016年11月 | Goldsmithがプリンス・シリーズの存在に気付き、AWFに対して著作権侵害を警告 | |
| 2017年4月7日 | AWFが、著作権の非侵害又はフェア・ユースの宣言を求めてGoldsmithとLGLを提訴し、Goldsmithが著作権侵害を主張して反訴 | |
| 2019年7月1日 | AWFのフェア・ユース主張に有利な一審判決⇒Goldsmith控訴(本件) | |

1. 事件概要 ③原作品とプリンス・シリーズ



▶判決文7頁より

▶判決文8・9頁より



Goldsmithによる原作品の制作(撮影)

- ・Princeの彫りの深い骨格を際立たせるために照明を調整した。
- ・アイシャドーやリップグロスなど、Princeに追加のメイクを施した。(これは、PrinceとGoldsmithの親密な関係を築き、彼の官能性を強調することを目的としていた)
- ・Princeの顔の形を最もよく捉えるために、ニコンの35 mmカメラと85 mmと105 mmのレンズを組み合わせ、白黒写真とカラー写真を撮影した。

Warholの一般的な作品制作手法(プリンス・シリーズが当該手法に依るかは不明)

- ・シルクスクリーン: 写真をアセテートに高コントラストのツートーン画像として複製し、変更を加えた後、シルクスクリーンを作成する。
- ・キャンバスプリント: 画像をシルクスクリーンで転写する前に、背景とローカルカラー(下地の色?)をペイントする。
- ・紙へのプリント: シルクスクリーン手法と同様だがカラーペイントはない。
- ・鉛筆スケッチ: 紙に画像を投影し、投影された画像の周りに輪郭のある鉛筆画を作成する。

1. 事件概要 ④訴訟経緯

【地裁】

- ・ 2017年4月7日 訴訟提起
原告→被告 著作権侵害がないことの確認の訴え(declaratory judgment)
被告→原告 反訴 著作権侵害の訴え
原告→被告 summary judgmentを求める訴え
被告→原告 summary judgmentを求める訴え
- ・ 2019年7月1日 第一審判決(NY州南部地区合衆国地方裁判所)
フェアユースに該当、原告勝訴
被告控訴

【高裁】

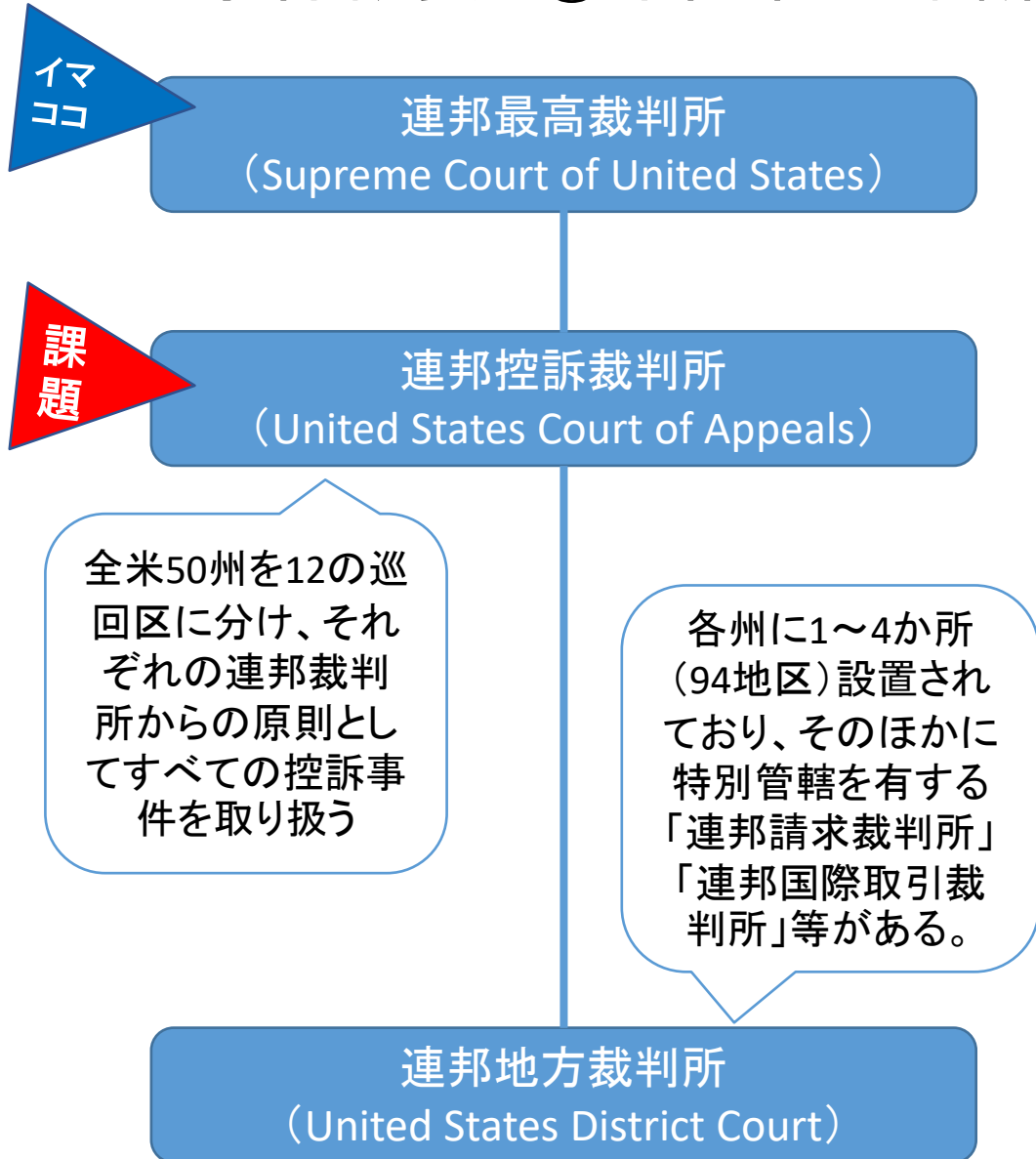
- ・ 2021年3月26日 第二審判決(第二巡回区合衆国控訴裁判所)
フェアユースに該当しない、控訴人(被告)勝訴
- ・ 2021年4月 5日 Google V. Oracle判決(Transformative法理の一般論を展開)
- ・ 2021年4月23日 被控訴人(原告)がGoogle判決に基づいて再審理の申立て
- ・ 2021年8月24日 第二巡回区控訴審が判決を修正 修正判決ではGoogle V. Oracle判決の射程距離について第二巡回区控訴審が判示
判決は維持
- ・ 2021年9月10日 全員再審理申立却下
- ・ 2021年12月9日 上告受理申立て

1. 事件概要 ④訴訟経緯(続き)

【最高裁】

- ・2022年3月28日 「芸術作品は原素材と異なる意味合いやメッセージを有する場合に「transformative」ということが出来るのか、裁判所は、明らかに原素材から生じていることが分かる作品について当該作品の意味合いを考慮することは禁じられているのか否か」の論点について上告受理
- ・2022年8月15日 数多くのamicus curiae brief提出
- ・2022年10月12日 最高裁 口頭弁論
- ・2023年6月末までには最高裁が判断することが予想される。

1. 事件概要 ⑤米国著作権訴訟制度



- ・著作権侵害訴訟や著作権法に基づき権利の帰属を争う事件については連邦裁判所が専属的に管轄を有しているため、州裁判所は管轄を持たない。
- ・ただし、著作権契約に関する事件は、著作権契約が各州の契約法に基づくものであることから、州の裁判所が管轄を有する。
- ・連邦控訴裁判所は、控訴事件について第1審裁判所の実事認定および法律の適用について審査する。ただし、事実認定は明らかな過誤についてのみ審査する。

※なお、アメリカ合衆国全域に亘って特許に関する事件(特許出願に係るものを含む)の控訴は、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC・左図にはなし)が管轄する。

- ・「連邦最高裁判所」(U.S. Supreme Court)は、連邦控訴裁判所および連邦軍事控訴裁判所からの上告事件を管轄するほか、連邦法上の争点に関して州の最上級審裁判所からの上訴事件、第1審として各州間の訴訟などを管轄する。第1審として各州間の訴訟を扱う場合を除き、法律審である。上告は、原則として、上告の申立に対して最高裁判所が裁量によって事件移送命令(certiorari)を発した事件のみ認められる。
- ・連邦地方裁判所、連邦控訴裁判所および連邦最高裁裁判所の裁判官(judges)は、任期終身、上院の承認を得て大統領が任命する。
- ・現状の連邦最高裁判事の構成は保守派6、リベラル派3とされる。

1. 事件概要 ⑥地裁判決と控訴審判決の比較

| 要素 | 地裁判決 | 控訴審判決 |
|--------------|--|--|
| 1 使用の目的および性質 | <p>AWFの作品は性質的に商業目的であり、美術館での展示、AWFが非営利団体であることから公共目的が付加されている。</p> <p>被告はプリンスを居心地のよくない人物、傷つきやすい人物の部分をあらわしている一方、原告は被告の表現とは反対である。すなわち、プリンスの輪郭を柔らかく描き、二次元のフラットな表現。色もカラフルである。</p> <p>⇒transformativeでフェア・ユースを肯定する</p> | <p>・地方裁判官は美術評論家の役割を引き受けて、問題となっている作品の背後にある意図や意味を確認しようとするべきではない。</p> <p>・プリンス・シリーズの作品が法律の問題として必ずしも二次的作品であるとは結論付けないものの、transformativeというより、同じ作品を異なる様式で表したといった方が近い。</p> <p>・プリンス・シリーズは第一要素にいうtransformativeではない。</p> <p>・重要なことに、プリンス・シリーズは、Goldsmith写真の本質的な要素を大幅に追加または変更することなく保持している。</p> <p>⇒フェア・ユースを否定する</p> |
| 2 著作物の性質 | <p>被告の作品はクリエイティブであり未公表という点において被告に有利であるが、被告のエージェンシーは被告の写真利用を許諾しており、第二要素としてはどちらにも有利でない</p> <p>⇒フェア・ユース肯定も否定もしない</p> | <p>Goldsmithの写真は創造的であり、未公開であるのだから、地方裁判所は、プリンス・シリーズの作品が最初の要素の意味において変革的であると裁定したかどうかに関係なく、この要素がGoldsmithに有利であると認定すべきであった。</p> <p>また、(控訴審は)プリンスシリーズの作品がtransformativeであることに同意しないため、本要素は重要である。</p> <p>⇒フェア・ユースを否定する</p> |

1. 事件概要 ⑦地裁判決と控訴審判決の比較(続き)

| 要素 | 地裁判決 | 控訴審判決 |
|-------------------------------------|---|---|
| <p>3 著作物全体と関連して使用された部分の量および実質性</p> | <p>写真の要素、ライト、アングル、フィルムやカメラ、表現などは原告の作品に表れていない ⇒フェア・ユースを肯定する</p> | <p>・プリンス・シリーズは、質的にも量的にもGoldsmithの写真から大幅に借用している。 ・Warholは確かにGoldsmithの写真をトリミングして平面的にしたが、それは単にPrinceの写真に基づき識別されるスクリーンプリントではない。 ・むしろ、Princeの特定の写真、Goldsmithの写真から派生したものとして容易に識別できるスクリーンプリントであり、プリンスシリーズの画像を比較すると、WarholがGoldsmithの写真を、対象の身体的特徴を正確に記録するための単なる参考資料または備忘録として使用したのではないことが判る。 ⇒フェア・ユースを否定する</p> |
| <p>4 使用が著作物の潜在的市場または価値に対して与える影響</p> | <p>被告はライセンス市場において競合する旨の主張したが、市場が違う旨とされ、原告側に有利。 ⇒フェア・ユースを肯定する</p> | <p>・AWFの主張に反し、ゴールドスミスが簡潔に述べているように、「両方の「作品」は、同じ顧客ベースを持つ同じ有名なミュージシャンのイラストです。」ということ十分である。 ・AWFがGoldsmithの写真の派生物(二次的著作物)についてGoldsmithが受け取るはずだったロイヤルティを奪った。 ⇒フェア・ユースを否定する</p> |

2. フェア・ユースの基本的考え方

米国著作権法第107条

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

2. フェア・ユースの基本的考え方(続き)

1841年 Folsom v. Marsh, 9 F. Cas.342 (フォーサム判決)

「要するに、我々は、この種の問題を決するにあたって、多くの場合に、行われた①編集行為の性質および目的、②使用された素材の質および③価値、ならびに④その使用が原著作物の販売を害し、利益を減少させまたは目的とする市場において取って代わる程度を検討することを要する」

上記判例法理が条文化したのが107条(1976年著作権法)

107条の4つの判断要素をどのように考慮すべきか、また、4つの判断要素以外の要素を考慮すべきかを含め、フェア・ユースの法理の適用の仕方は裁判所にゆだねられている。

3. 変容的利用 (transformative use) について

「変容的利用 (transformative use) 」とは

他人の著作物が原材料として使用され、新たな情報、美、見解、そして理解を創作するにあたって変容 (transform) させられていれば、これは社会を豊かにするためにフェア・ユースの法理によって保護されることが予定される活動

・107条においてフェア・ユースと推定される6つの使用目的(批評、解説、ニュース報道、教授、研究、および調査)は、原著作物を変容して使用するものである。

⇒これらは例示にすぎないのであるから、これら6つ以外の目的であっても被告が原告の作品を変容させていれば、やはりフェア・ユースとされる可能性が高いと考えるべきである。

・前文の6つの目的で使用されている、つまり外観としては何らかの変更が加えられている場合であっても、ただそれだけでフェア・ユースと断定されるわけではなく、107条の第1要素である「目的と性質」をあわせて判断し、フェア・ユースかどうかを見極めるべきであるとされてきた。

⇒6つ以外の目的で使用されている場合には、被告が原告の作品を変容させているかどうか(=「トランスフォーマティブ」であるかどうか)を、第1要素の「目的と性質」とあわせて考慮すべきである。

3. 変容的利用 (transformative use) について

- **Campbell事件 (Campbell v. Acuff-rose music, inc.)** ラップグループLive Crewが映画音楽「Oh, pretty woman」をもとに音楽を作曲し、原告の著作権者に楽曲使用ライセンスを求めたが拒否されたものの音楽を発表したことから、著作権侵害により訴えられた事案。第一審では、被告の行為を「パロディ」と評価しフェア・ユースをみとえたが、控訴審においては「明らかに商業的な目的がある」ことを理由にフェアユースを認めなかった。最高裁は商業的な目的がある場合にもフェア・ユースを認めるべきと判示して第6巡回区控訴裁判所に差し戻した。(のちに和解)

| 要素 | 最高裁 (Supreme Court of United States) |
|------------------------------|---|
| 1 使用の目的および性質 | 控訴審が、Sony Case (データマックス Case. 464 US 417) を引用し「あらゆる著作権を有する作品の商業的使用は、不公正であると推定される」とした点は、パロディーの商業的な性格に実質的に決定的なウエイトを置いたもので、誤った判断である。作品の商業的な性質は、このファクターにおける問題の1つの要素にすぎない。 |
| 2 著作物の性質 | パロディーに関しては、公衆に知られた作品を複製することがほとんど不可避であり、パロディーに関するケースを解決するにあたり、「利用された著作物の性質」はさほど重要ではない。 |
| 3 著作物全体と関連して使用された部分の量および実質性 | 例えば、原曲の歌詞の最初の一節と、特徴的なオープニングのベースのリフが原曲の「中心」に通じるかも知れないとしても、それはパロディーのためにその原曲を思い出させるためのものであり、それこそがパロディーの重要な点である。 |
| 4 使用が著作物の潜在的市場または価値に対して与える影響 | Sony Case における「市場における損害の推定」は、単なる複製にあたらぬ案件では、適用されない。このファクターで認識されるべき損害は、市場における代替によるものであって、批評から生ずる損害ではない。パロディーに関しては、原作の代替としての役目を果たすことは考えがたい。 |

Roy OrbisonとWilliam Deesによる「Oh, Pretty Woman」

Pretty Woman, walking down the street,
Pretty Woman, the kind I like to meet,
Pretty Woman, I don't believe you
you're not the truth,
No one could look as good as you Mercy
Pretty Woman, won't you pardon me,
Pretty Woman, I couldn't help but see,
Pretty Woman, that you look lovely as can be
Are you lonely just like me?
Pretty Woman, stop a while,
Pretty Woman, talk a while,
Pretty Woman give your smile to me
Pretty Woman, yeah, yeah, yeah
Pretty Woman, look my way,
Pretty Woman, say you'll stay with me
'Cause I need you, I'll treat you right
Come to me baby, Be mine tonight
Pretty Woman, don't walk on by,
Pretty Woman, don't make me cry,
Pretty Woman, don't walk away,
Hey, O. K.
If that's the way it must be, O. K.
I guess I'll go on home, it's late
There'll be tomorrow night, but wait!
What do I see
Is she walking back to me?
Yeah, she's walking back to me!
Oh, Pretty Woman

Live Crew が録音した「Pretty Woman」

Pretty Woman walkin' down the street,
Pretty Woman girl you look so sweet
Pretty Woman you bring me down to that knee
Pretty Woman you make me wanna beg please
Oh, pretty woman
Big hairy woman you need to shave that stuff
Big hairy woman you know I bet it's tough
Big hairy woman all that hair it ain't legit
'Cause you look like 'Cousin It'
Big hairy woman
Bald headed woman girl your hair won't grow
Bald headed woman you got a teeny weeny afro
Bald headed woman you know your hair could look nice
Bald headed woman first you got to roll it with rice
Bald headed woman here, let me get this hunk of biz for ya
Ya know what I'm saying you look better than rice a roni
Oh bald headed woman
Big hairy woman come on in
And don't forget your bald headed friend
Hey pretty woman let the boys
Jump in
Two timin' woman girl you know you ain't right
Two timin' woman you's out with my boy last night
Two timin' woman that takes a load off my mind
Two timin' woman now I know the baby ain't mine
Oh, two timin' woman
Oh pretty woman

3. 変容的利用 (transformative use) について

- **Cariou事件** フランスの写真家Cariouが出版した写真集に掲載された写真をスキャナーで読み取りコラージュに仕上げた新たな作品を制作したPrinceが、Cariouから写真が無断に使ったということで著作権侵害として差止、損害賠償請求された事案。Princeは、アプロプリエーション(流用)という手法によって作品を制作することで知られる、アメリカの現代アートを代表するアーティスト。地裁はPrinceのフェア・ユースを認めなかったが、控訴審はPrinceの作品のうち25点はフェア・ユースであるとし、5点についてはフェア・ユースかどうかを判断するためにニューヨーク州南部地区合衆国地方裁判所に差し戻した。(のちに和解)

| 要素 | 控訴審判決(第2巡回区合衆国控訴裁判所) |
|------------------------------|---|
| 1 使用の目的および性質 | 法は、ある作品がトランスフォーマティブであると認められるにあたって、原著作物またはその作者に対して批評をおこなうという要件を課してはいない。 合衆国最高裁判所や当裁判所の判決が強調してきたのは、フェア・ユースであるとされるためには、新たな著作物は一般的に、「新たな表現、意味、またはメッセージ」を用いることによって原著作物を変えているものでなければならないことである。 |
| 2 著作物の性質 | 原告の作品が、創作的であり出版されているものであることには争いがない。したがって、フェア・ユースであるとの判断には不利に働く。しかしながら、被告の作品の商業的性質と相まって、この要素は本件のように「創作的な芸術作品がトランスフォーマティブな目的で使用されている」という場合には、限定的にしか役に立たない。 |
| 3 著作物全体と関連して使用された部分の量および実質性 | 法は、二次的な作品の著作者が必要以上に流用してはならないと要求してはいない。二次的な利用は、トランスフォーマティブであるという目的を満たすためには、「原著作物を『呼び起こす』のに最低限必要とされるほどの利用が[認められ]なければならない」 |
| 4 使用が著作物の潜在的市場または価値に対して与える影響 | 我々の懸念は、問題となっている二次的な利用が原著作物や潜在的な二次的著作物を押さえ込むとか市場を破壊するとかいうことではなく、問題となっている二次的な利用が原著作物の市場を強奪するかどうかである。 二次的な利用の潜在的な市場は、原著作物の著者が通常であれば参入したであろう市場か、または他の者に使用許諾を与えて参入したであろう市場が含まれる。 |

原作品



作品B



作品A



作品Aにはフェア・ユースが認められ、作品Bは判断のため差戻となった。個々の判断の根拠が不明で分かりにくいとの批判もある。

3. 変容的利用 (transformative use) について

Google 対 Oracle 事件

Googleは、スマートフォン向け基本ソフト(OS)「アンドロイド」開発に際して、オラクルのプログラミング言語「java (ジャバ)」のコードを組み込んだ。オラクルはこれが著作権侵害だと主張し、対価の支払いを求めて提訴。地裁はGoogleのjava使用をフェア・ユースと評決したが、CAFC(連邦巡回区控訴裁判所)はフェア・ユースを認めず差戻し、更に2021年4月の最高裁判決は第2要素を重視し、憲法上の目的「科学と有用な芸術の進歩を促進する」のために、コンピュータプログラムの著作権の及ぶ範囲が「フェア・ユース」によって制限されるとしてCAFCに差し戻した。なお、最高裁はjava API宣言コードの著作物該当性については判断していない。

| 要素 | 最高裁 (Supreme Court of United States) |
|------------------------------|--|
| 1 使用の目的および性質 | Google が Java API の一部を使用して、プログラマーが容易に使用できる新しいプラットフォームを作成した限りにおいて、その使用は著作権自体の基本的な憲法上の目的である創造的な「進歩」に合致する。著作権の主な目的は、著作者の労働に報いることではなく、「科学と有用な芸術の進歩を促進すること」である。 |
| 2 著作物の性質 | 宣言コードは、開発者がコードを呼び出すことができるように、直感的に理解できる方法で設計・構成されなければならない。その使用は、著作権のないアイデア(タスクの分割と編成)と、新しい創造的な表現(実装コード)とを結びつけるものである。その価値は、他の多くのプログラムと異なり、プログラマーが Java API を習得するために時間と労力を費やした価値に由来する。 |
| 3 著作物全体と関連して使用された部分の量および実質性 | Google がコピーした Java API の 37 個のパッケージの宣言コード合計約 11,500 行は、実装コードを含む Java API の総合計約 286 万行の 0.4%にすぎない。 |
| 4 使用が著作物の潜在的市場または価値に対して与える影響 | <ul style="list-style-type: none">・陪審員は、Android が Java SE の実際の市場又は潜在的な市場に損害を与えていないと判断した。Android は、Java のソフトウェア市場の代替品ではない。2つの製品は、非常に異なる製品に搭載されている。・プログラマーの Java API の習得に係る投資を考慮すると、Oracle による権利行使を認めることは公衆に害を及ぼす危険性がある。さらに、Oracle による権利行使を認めると、将来の新しいプログラムの創造性を制限することになる。著作権はアイデアを創造し普及させるための経済的動機を提供するものであり、ユーザインターフェースの再実装は、創造的な新しいコンピュータコードをより容易に市場に投入することを可能にする。 |

4. 今米国内で議論されていること(アミカスブリーフ)

- ・アミカスブリーフ(amicus curiae brief)とは

訴訟当事者以外の第三者が裁判所に意見を提出する制度

判決の内容が社会全体に影響を与えることがあるため、裁判所が判決の影響を受ける可能性がある業界等から意見を聞き、裁判所側でも予め裁判所の意図する以上の効果などを予想、検討することができる。

- ・今回、最高裁が受理した論点:

芸術作品は原素材と異なる意味合いやメッセージを有する場合に「transformative」ということが出来るのか、裁判所は、明らかに原素材から生じていることが分かる作品について当該作品の意味合いを考慮することは禁じられているのか否か

Whether a work of art is “transformative” when it conveys a different meaning or message from its source material (as this Court, the Ninth Circuit, and other courts of appeals have held), or whether a court is forbidden from considering the meaning of the accused work where it “recognizably deriv[es] from” its source material (as the Second Circuit has held).

- ・今回の裁判において提出されているアミカスブリーフ

原告支持13 被告支持18 いずれでもない8

| 被告支持(フェア・ユースを認めない方向) | | 原告支持(フェア・ユースを認める方向) | |
|--|---|--|---|
| The Association of American Publishers | 著作権の保護を受けているということ自体が表現の源となっている。 | Robert Rauschenberg Foundation | 芸術家はすでに存在している作品をもとにオリジナルな作品を作ってきているものである。これまでの判例法理からいえば今回はフェア・ユースに該当する。 |
| The Recording Industry Association of America and the National Music Publishers' Association | 4要素を判断すべきであり、transformativeについて強調しすぎることは4番目の要素が軽視されることになる。 | Robert Rauschenberg Foundation、Roy Lichtenstein Foundation、Brooklyn Museum共同 | 第二審判決はこれまでの芸術の歴史に反するものである、芸術は一つの作品が単独で存在するものではなく歴史の中で前の作品をもとに進化していくものである。 |
| The Screen Actors Guild–American Federation of Television and Radio | フェアユースの判断要素において、意味合いやメッセージを第一要素において判断することは含まれていない。 | Documentary Filmmakers | ドキュメンタリー映画においては、すでに存在している作品を映画内に利用することが多々あり、フェアユースが認められないとなると素材を安心して使うことができなくなる |
| The Digital Media Licensing Association | 第一要素を広く認めることは脅威であり、市場が競合することを考慮すべきである。 | Artists | 歴史上及び今後の現代芸術において、引用、汎用、複製は重要な役割をしており、今後も同様である。 |
| United States (Biden Administration) 司法省意見書(10番目の判事ともいわれている) | 第一著作物を奨励しつつ派生著作物をも促進することとのバランスをとること、今回は2016年の雑誌に掲載されたオレンジプリンスについての著作権侵害の問題であること、原告は高裁の判断に十分な反論を有していないこと、107条のうちの第一要素のみを取り上げるべきではないことを述べている。 | Copyright Law Professors | 作品のあらゆる意味合いが重要である。 |
| いずれでもない | | | |
| Motion Picture Association | 裁判所による原告支持(フェア・ユースを認める)は著作権で保護された作品に対する脅威になるという意見を述べたものの、原告被告のいずれを支持するかについては述べなかった。 | | |

ディスカッションポイント

1. 今回の課題、二審判決に賛成ですか、反対ですか。
2. 変容の解釈について、一審と二審どちらを支持されますか。
3. 最高裁はフェア・ユースを認めると思いますが、思いませんか。

※ご参考 2022年10月12日 米最高裁 口頭弁論

https://www.supremecourt.gov/oral_arguments/audio/2022/21-869

上記URLから音声・スクリプトファイルがダウンロードできます。

4. 著作権侵害を回避するための法制度として、米国は広く根拠となり得る包括的、一般的な権利制限規定(フェア・ユース)を設け、審理で実質的な判断を積み重ねており、日本は権利制限規定を個別に設けることで解決しようとしています。IT技術の進歩で他人の著作物に日常的に触れる機会が増え、二次的著作物の作成が技術的に容易になった現代社会において、どちらの制度の方が適していると思われるでしょうか。

参考文献

1. 家本 真美「現代アートフェア・ユース—Cariou判決から浮かび上がる課題」『摂南法学』第49号(2014年8月) 抜刷
2. 平成23年度著作権委員会第一部会「フェアユース」に関する米国判例」『パテント』Vol. 65 (2012年) 84-93頁
3. SOFTICに判例ゼミにおけるフェア・ユースに関する過去課題資料
4. 木村剛大「合法と違法の線引はどこに？ 現代美術のアプロプリエーション」『美術手帳』(2019年12月22日)
<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22/21006>
5. 木村剛大「現代美術を巡る著作権侵害訴訟と米国のアマカスキュリエ制度」『BLOGアートワールドの法と倫理』(2021年2月25日)
<https://www.artlawworldjapan.net/blog/amicus-curiae>
6. 山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識」第2版(2008年)太田出版
7. 潮海久雄「大量デジタル情報の利活用におけるフェアユース規定の役割の拡大—著作権法(個別制限規定)の没落と自生的規範の勃興」『しなやかな著作権制度に向けて』(2017年3月) 183-253 頁 信山社